

南九州市農業振興地域整備計画を見直します

南九州市では、これまで、合併前に策定された旧町ごとの「農業振興地域整備計画」がありますが、今年度これらを見直し、南九州市としての計画を策定いたします。

☆農業振興地域の土地利用について

農業振興地域農用地区域内の土地は、自分の土地であっても、通常、農業以外の目的には利用できないことになっています。

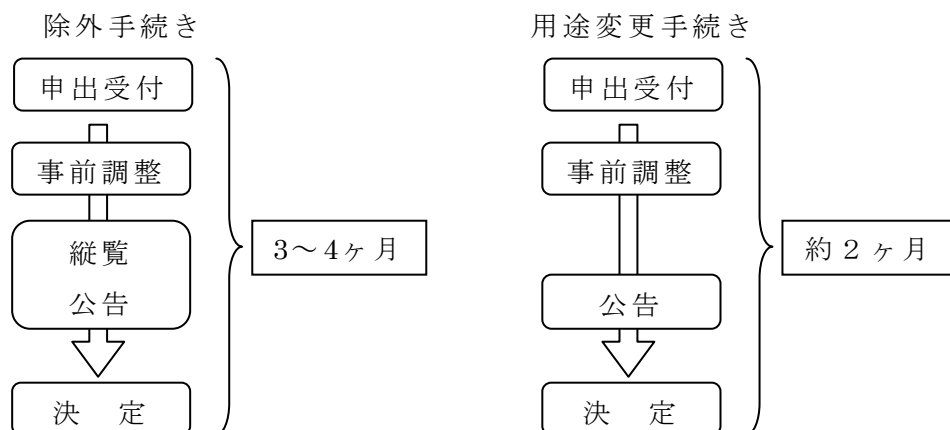
農用地区域内の土地を、やむを得ず農業以外の用途（宅地など）に使用する場合には、農用地区域からの除外申出をする必要があります、すべての要件を満たした場合に限り除外されます。

また、農地から農業用施設（畜舎、農業用機械倉庫など）に用途変更する場合にも、利用計画の変更申出をする必要があります、要件を満たした場合に限り変更決定されます。

☆見直し期間中は除外等の申し出の受付ができません。

本計画の見直し期間中（平成21年6月～平成22年6月予定）は、除外、用途変更ともに、申出の受付ができなくなります。

これまでは、除外申出の受付から概ね3～4ヶ月で除外決定がなされていました。



本計画の見直し期間中に、農業振興地域農用地区域内で除外、用途変更の手続きを希望される方は、平成21年5月29日までに申し出てください。

それ以後は、本計画の見直しが完了するまで受付ができません。

【お問い合わせ】

市農林水産課	穎娃庁舎	3 6 - 1 1 1 1 (内 3 2 1 1)
	知覧庁舎	8 3 - 2 5 1 1 (内 2 2 5 1)
	川辺庁舎	5 6 - 1 1 1 1 (内 4 2 5 1)